

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市における男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、合併以前の旧太田市は1999（平成 11）年 3 月に「太田市女性プラン」を策定し、男女共同参画の推進を図ってきました。また、旧尾島町・新田町・藪塚本町においては、基本計画が策定はされませんでした。また、施策としては男女共同参画の推進が図られてきました。

その取り組みの基本は「女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会の最重要課題」とした男女共同参画社会基本法の認識を共有したものです。

しかしながら 2007（平成 19）年 6 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、「性別によって役割を固定的にとらえる考え方」についての問いに対して、女性では「どちらかといえば同感できない」が 25.4%となっており、次に「同感できない」が 23.9%で、合わせた否定派が 49.3%に対し、男性の否定派は 38.1%と 10ポイント以上の開きがあります。また「社会におけるあらゆる場における平等感」でも「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」とした回答が、ほとんどの場で、半数以上を占めています。調査結果に現れているように「男女の地位の平等感」にはかなりの隔たりがあるといえます。

私たちを取り巻く社会情勢は少子高齢化の一層の進行、価値観の変容、離婚やDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加など、絶え間なく変化しています。

このことは私たちの生き方や生活のあり方、家族関係のあり方、働き方、コミュニティのあり方など、個人、家族、職場、地域社会などすべてに関連しています。

このような時代や社会の変化に呼応して、男女共同参画社会形成の計画は、常に課題を明らかにしながら改定していく必要性があります。

今後、引き続き取り組むべき課題や、新たな課題に対応するために「太田市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、太田市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画は国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び群馬県の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案して策定するものです。

本計画は「太田市まちづくり基本条例」に基づくとともに「太田市総合計画」や他の部門との整合性を図った計画です。

本計画は「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間とします。

4. 計画策定の背景

（1）世界の動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択し、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年を「国連婦人の十年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策を、重点的に取り組むこととしました。1979（昭和54）年には政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取り組みはなお一層推進されることとなりました。

1981（昭和56）年にはILO総会において「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択され、男女がともに家族的責任を担えるよう、就労環境を整備すべきことを定めています。また、1993（平成5）年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

（2）国及び群馬県の動き

国は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、1975（昭和50）年総理府に婦人問題企画推進本部を設置するとともに、1977（昭和52）年に

は今後 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することとなりました。

また「男女雇用機会均等法」の制定や「民法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により 1985（昭和 60）年には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

1987（昭和 62）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991（平成 3）年には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

1996（平成 8）年 12 月には男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

1999（平成 11）年 6 月「男女共同参画基本法」が制定されるとともに、翌 2000（平成 12）年 12 月には、同法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、一層の充実が図られました。

国内の推進体制としては、「男女共同参画会議」が設置され、2001（平成 13）年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、2002（平成 14）年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正や、2004（平成 16）年の「DV防止法」の改正等により整備が図られてきました。2005（平成 17）年 12 月には、新たに「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を閣議決定し、我が国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいくこととしました。

群馬県では、1980（昭和 55）年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として、「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後 21 世紀を展望しつつ、西暦 2000 年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を 1993（平成 5）年に策定し、さまざまな施策に取り組みました。

2001（平成 13）年 3 月に男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。

2004（平成 16）年 3 月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに群馬県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、2006（平成 18）年 3 月に 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までを計画期間とする「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、施策の推進を図っています。

（3）太田市の動き

合併前の旧太田市では、1999（平成 11）年 3 月「太田市女性プラン」に基づき、男女平等啓発講演会、政策・方針決定の場への女性の参画を目的として審議会等への女性委員の登用を図るための女性人材登録事業、女性のエンパワーメントづくり

のための講座開催、各課における施策・事業の展開等を行ってきました。

合併後の2005（平成17）年12月に、参画と協働のまちづくりを進めるために制定された「太田市まちづくり基本条例」は「条例の最高規範性」のもと、まちづくりの基本原則の1つとして、「市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり」への取り組みを定めています。

合併前の1市3町においてもそれぞれ独自に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進した結果、例えば、方針決定の場への女性の参画度の指標である審議会委員等の女性比率は、2006（平成18）年度当初には20.5%と着実に伸びました。

しかし、2007（平成19）年6月に実施された「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果に現れているように、男女平等を阻んでいる要因としては、「家庭での家事・子育て・介護は女性の役割であるという考え方や慣習」との答えが59.6%、「政治や重要な仕事は男性が担うという考え方や慣習」が49.6%、「意思決定の場への女性の参加が進んでいないこと」が32.6%とする理由があげられ、生活領域や職場領域、そして社会環境などのあらゆるところで、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境ではなく、取り組むべき課題はいまだに多く残されています。

そこで、新太田市として新たに計画を策定するものです。